

● ダイオキシン類関係 対象施設

法律（工場が対象）

項番号	施設の種類の種類（別表第1）	能力・規模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料処理能力 1 t／時以上
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量 1, 000 kVA以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力 0. 5 t／時以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉 原料処理能力 0. 5 t／時以上 乾燥炉 原料処理能力 0. 5 t／時以上 溶解炉 容量 1 t以上

項番号	施設の種類の種類（別表第2）	項番号	施設の種類の種類（別表第2）
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設		

備考 別表第1、第2とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、第2を指します。

条例（工場・事業場が対象）

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に定める廃棄物焼却炉
 - 2 廃棄物焼却炉（1に同じ）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及びその焼却炉から生ずる灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの
 - ① 廃ガス洗浄施設
 - ② 湿式集じん施設
 - 3 ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質関係の「特定事業場」から排出される水の処理施設
- ※ ただし、次に該当する工場又は事業場は、選任は不要です
- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項に定める「技術管理者」を置くところ
 - 2 ダイオキシン類関係公害防止管理者選任対象工場
 - 3 下水道法第2条第6号に定める「終末処理場」
 - 4 水質関係の施設であって、排水を排出しないもの